

○鹿児島県警察における障害を理由とする 差別の解消の推進に関する対応要領を定 める訓令

(平成29.8.29
鹿児島県警察本部訓令16)

改正 令和6.3訓令12

(目的)

第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、鹿児島県警察職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等により起因する障害を含む。）をいう。
- (2) 障害者 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

本条…一部改正〔令6.3訓令12〕

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱い（以下「不当な差別的取扱い」という。）をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。この場合において、職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的

障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。この場合において、職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

（所属長の責務）

第5条 職員のうち、警察本部の課、所及び隊の長並びに鹿児島県警察学校長並びに警察署長以上の職にある者（以下「所属長」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - (2) 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）から不当な差別的取扱い若しくは合理的配慮の不提供に対する相談又は苦情の申し出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 所属長は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（懲戒処分等）

第6条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

（相談体制の整備）

第7条 総務課並びに警察署警務課及び警務会計課に、障害者等からの相談等に対応するための相談窓口を置く。

- 2 相談窓口においては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、手紙、電話、ファックス、電子メール等障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等については、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

本条…一部改正〔令和5.3訓令18、6.3訓令12〕

(研修・啓発)

第8条 所属長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法及び法第6条第1項の規定に基づく障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針等の周知、障害者から話を聞く機会の設定等必要な研修・啓発を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成29年8月30日から施行する。

附 則 (令和5.3.6訓令18)

この訓令は、令和5年3月17日から施行する。

附 則 (令和6.3.18訓令12)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。